

## 愛知学院大学特待生奨学金規程

昭和58年4月1日施行

(特待生)

第1条 本学の特待生制度を設ける。

(資格)

第2条 特待生の資格は学業人物共に優れ他の模範とするに足るものとする。

(期間)

第3条 特待生は学年度ごとに選考し、その期間は当該学年度とする。

(選考基準)

第4条 特待生の選考基準は次のとおりとする。

(1) 文学部、商学部、経営学部、経済学部、法学部、総合政策学部、健康科学部、心理学部

- イ 前年度の履修単位数が32単位以上であること。ただし、4年次は3年次の履修単位数が26単位以上であること。
- ロ 前号の条件を満たした者で、前年度の学業成績がGPA3.0以上であること。ただしGPA上位者を選考の対象とする。

(2) 歯学部

前年度の学業成績がGPA3.0以上であること。ただし、GPA上位者を選考の対象とし、6年次の選考基準においては、1年次から5年次までの総合GPAの高い者を上位とする。

(3) 薬学部

- イ 前年度の履修単位数が21単位以上であること。
- ロ 前号の条件を満たした者で、前年度の学業成績がGPA3.0以上であること。ただし、GPA上位者を選考の対象とし、6年次の選考基準においては、1年次から5年次までの総合GPAの高い者を上位とする。

(選考方法)

第5条 特待生の選考方法及び人数は次のとおりとする。

- (1) 教務部長が第4条該当者につき候補者を選定し、代表教授会の議を経て学長の承認を得る。
- (2) 特待生は学部学科ごとに選定するものとし、選定人数は、次の表のとおりとする。なお、在籍学生数は、選考年度の5月1日現在の人数とする。ただし、歯学部・薬学部については各学年2名とする。

在籍学生数	選定人数
140名未満	1名
140名以上	2名
240名以上	3名
340名以上	4名

- (3) 前年度の学業成績がGPA3.6以上あれば、規定人数に1名を加えることができる。
- (4) 文学部、商学部、経営学部、経済学部、法学部、総合政策学部、健康科学部、心理学部において、選定人数末番の成績の同点者が複数ある場合は、履修単位数が多い者を上位とし、履修単位数も同数のときは候補者人数に加えることができる。

(奨学金)

第6条 特待生には、授業料等の負担を軽減し、修学を支援するための奨学金として、30万円を採用年度の秋学期に一括して交付する。

2 秋学期休学した者については、復学した学期に一括して交付する。

(取り消し)

第7条 特待生がその名誉を汚す行為をした場合には、代表教授会の議を経てその資格を取り消すことがある。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は代表教授会の議を経て、業務執行理事会の承認を得なければならない。

(事務)

第9条 この規程に関する事務は教務部教務課が行う。

## 附 則

1 この規程は、昭和52年4月1日から施行する。

2 愛知学院大学特待生規程（昭和39年4月1日施行）の大学に関する部分は本規程施行の日を以ってその効力を失う。

この規程は、昭和58年4月1日から施行する。

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

この規程は、平成12年4月1日から施行する。（平成11年度入学生から適用する。）

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。（ただし、第4条(1)は26年度選考時より適用する。）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。（心理学部開設）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。（健康科学部学部名変更）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

この規程の施行により、既存の「愛知学院大学特待生奨学金規程に関する申し合わせ」は廃止する。